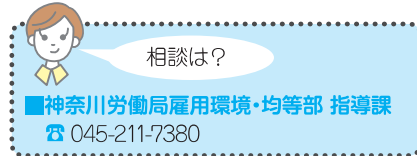


7 働きながらママになる方へ

「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」働く女性の母性健康管理措置、母性保護のための規定などがあります。

- 例) ・勤務時間内の健診が可能
- ・業務内容の変更が可能
- ・産前産後休暇、育児休暇の請求が可能

ぜひ活用しましょう。



I

妊娠

●母性健康管理指導事項連絡カード

妊娠中や産後1年以内の体の調子によっては会社に業務内容の緩和を申し出る必要があります。しかし、なかなか事業主や上司には言いにくいもの。そこで利用したいのが母性健康管理指導事項連絡カード。現在の症状と必要な措置事項を主治医に記入してもらい、事業主に提出。事業主はその指導事項に則して、作業の軽減や通勤時間の変更などの措置を講じなければなりません。母性健康管理指導事項連絡カードは母子健康手帳の中にあります。拡大コピーして使用するとよいでしょう。または、厚生労働省のホームページからダウンロードもできます。

●出産に関する助成金

出産に関わる助成金については、次のものがあります。もらえるのに申請しなかった! ということがないようにしましょうね。

名称	内容・対象	必要書類	申請先・問合せ先
出産手当金	健康保険に加入している会社員や、共済組合に加入している公務員で産休をとる(健康保険料を払い続ける)被保険者	出産手当金支給申請書	勤務先の担当部署 退職後なら健康保険組合
出生時育児休業給付金 ・ 育児休業給付金	育児休業中の所得の保障と復帰をバックアップするための給付金。 ※ただし、育休をとる方のみ(産後も働く方に適用されるお金です)雇用保険加入者で育児休業に入る前の2年間に11日以上働いた月が12か月以上ある方 ※制度についての詳細は、厚生労働省のホームページで確認することができます。	申請書等、勤務先の担当へ問合せ	勤務先の担当部署 ※詳しくは勤務先へお問合わせください。
失業等給付 (受給期間延長)	妊娠・育児により求職活動ができない場合には失業給付が受給できません。受給期間(離職日の翌日から1年)を過ぎますと求職活動をしなくても受給できなくなりますので、受給期間延長制度(最長3年)を申請し、出産・育児後に基本手当(いわゆる失業手当)を受給しながら求職活動ができるようにします。 (基本手当の受給資格) ・原則、離職の日以前2年間12か月以上の被保険者期間が必要です。 ・特定受給資格者・特定理由離職者の場合は、離職の日以前1年間に6か月以上の被保険者期間が必要です。	離職票 母子手帳 本人確認書類 * 離職票は会社に請求してください。 * 本人確認書類は氏名・住所に変更がある場合に免許証、住民票、国民健康保険証をお持ちください。	●ハローワーク川崎北 ☎ 044-777-8609 巻末MAP A-2